

引き上げ分の地方消費税収が充てられる社会保障施策に要する経費

消費税率は、平成26年4月1日より5%から8%へ引き上げられ、その引き上げ分の地方消費税収（市町村においては地方消費税交付金）については社会保障施策に要する経費に充当する旨地方税法に明記されました。本表はその引き上げ分の地方消費税交付金の充当先を以下のとおり示すものです。

（歳入）

・市町村交付金（社会保障財源化分）449,980千円

参考：地方消費税交付金総額 802,306千円（内一般財源化分 352,326千円）

（歳出）

・社会保障4経費その他社会保障施策に要する経費 4,657,148千円

【内訳】

地方単独事業 3,414,591千円、国庫補助事業 901,219千円、

投資的経費 22,501千円、公債費 204,567千円、共済費負担金 114,270千円

[引当項目一覧]※社会保障4経費その他社会保障施策に要する経費の内地方単独事業分

(単位：千円)

費目	経費	財源内訳			一般財源のうち 事務職員人件 費等	事務職員人件 費等を除いた 一般財源	うち消費税交 付金引き上げ 分の額
		特定財源		一般財源			
		国県支出金	その他				
総合福祉	46,517			46,517		46,517	6,921
うち 社会保障施策に要する経費	46,517			46,517		46,517	6,921
医療	2,283,310	303,105	156,381	1,823,824		1,823,824	271,337
うち 社会保障施策に要する経費	2,283,310	303,105	156,381	1,823,824		1,823,824	271,337
介護・高齢者福祉	1,032,732		41,224	991,508	2,289	989,219	147,170
うち 社会保障施策に要する経費	1,032,732		41,224	991,508	2,289	989,219	147,170
子ども・子育て	528,722	26,003	48,700	454,019	359,220	94,799	14,104
うち 社会保障施策に要する経費	528,722	26,003	48,700	454,019	359,220	94,799	14,104
障がい者福祉	4,099	178		3,921		3,921	583
うち 社会保障施策に要する経費	4,099	178		3,921		3,921	583
就労促進				0		0	0
うち 社会保障施策に要する経費				0		0	0
貧困・格差対策等	652,754	3,468	554,484	94,802	28,492	66,310	9,865
うち 社会保障施策に要する経費	652,754	3,468	554,484	94,802	28,492	66,310	9,865
合計	4,548,134	332,754	800,789	3,414,591	390,001	3,024,590	449,980
うち 社会保障施策に要する経費	4,548,134	332,754	800,789	3,414,591	390,001	3,024,590	449,980

※本表は令和6年度大田市決算統計に基づく「社会保障施策に要する経費」に関する調査において計算した社会保障4経費その他社会保障施策に要する経費のうち、地方単独事業分に対して市町村交付金（社会保障財源化分）の振り分けを行ったものです。

※千円単位の端数調整の都合上決算額と数値が異なる場合があります。